

糸島市上下水道窓口等関連業務委託に係る公募型プロポーザル実施説明書

1 目的

この実施説明書（以下「説明書」という。）は、糸島市（以下「本市」という。）が、「糸島市上下水道窓口等関連業務（以下「本業務」という。）」を委託するに当たり、上下水道の開始・中止等の窓口業務、検針・調定・収納業務、滞納整理業務及び会計処理業務並びに上下水道工事申込業務等を行う能力を有する民間事業者（以下「事業者」という。）の中から、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績及び信頼性を有し、かつ社会貢献度の高い優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により募集及び選定するために必要な事項を定める。

2 本書の位置付け

本説明書は、プロポーザルを実施するに当たり、参加事業者（以下「参加者」という。）を対象に交付するものであり、以下の添付書類は説明書と一体のものである（以下「説明書等」という。）。

- 添付書類 1 上下水道窓口等関連業務委託仕様書（以下「業務委託仕様書」という。）
- 添付書類 2 最終業務受託候補者決定基準
- 添付書類 3 様式集（様式第1号～第6号）

3 委託業務の概要

(1) 業務名称

糸島市上下水道窓口等関連業務

(2) 業務履行場所

事務所 糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所内

履行区域 糸島市全域（ただし、収納業務及び滞納整理業務は日本国内とする）

(3) 委託範囲

本業務の委託範囲は次に掲げるものとし、詳細については業務委託仕様書に定めるものとする。

- ①窓口業務
- ②開閉栓業務
- ③検針業務
- ④調定業務
- ⑤収納業務
- ⑥滞納整理業務
- ⑦負担金等業務
- ⑧会計処理業務
- ⑨メーター管理業務
- ⑩水道給水施設窓口業務
- ⑪給水装置工事申込に関する業務
- ⑫給水装置工事申込に伴う占用許可申請書受付業務
- ⑬指定給水装置工事事業者の申請等受付業務
- ⑭上下水道台帳データ入力業務（新規追加業務）
- ⑮下水道処理施設に関する窓口業務
- ⑯排水設備等計画（変更）に関する業務
- ⑰指定工事店・責任技術者に関する業務
- ⑱浄化槽の設置及び維持管理の指導に関する業務
- ⑲合併処理浄化槽補助金申請に関する業務

- ⑩建築確認申請書（調査報告書）に関する業務
- ⑪下水道自費施工申請及び寄附採納に関する業務
- ⑫開発及び指導規程に係る各課協議に関する業務
- ⑬水洗化促進に関する業務
- ⑭その他の業務

4 委託期間等

本業務の委託期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約締結日から令和3年3月31日までの期間は、既存業務の引継ぎ期間（準備期間）とし、事業者の責任において、委託業務を履行するために必要となる人員の研修及び物品の準備を完了する。なお、引継ぎ期間等に係る経費等は事業者の負担とする。

5 本業務のサービス範囲

事業者は、履行期間にわたり、業務委託仕様書に示す内容を遵守するものとする。

6 使用する言語、単位及び通貨

使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円とする。

7 遵守すべき関係法令

事業者は、本業務を実施するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

8 見積金額の限度額等

- (1) 本業務の見積金額の限度額は、金 423,720,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。提案見積金額は、業務委託期間の総額とし、年度別に積算内訳書を添付すること。
- (2) 見積金額の限度額は、契約（予定）金額を示すものではない。また、提案見積金額は、限度額を超えないこと。
- (3) 支払いの条件は、
令和2年度は、支払いなし。
令和3年度から令和7年度は、各月払いの計60回払いとする。

9 契約保証金

契約保証金の額は、業務委託料の10分の1以上とし、契約締結の時までに納めるものとする。なお、次の各号に記載するもので替えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行の保証。
- (3) 本件委託契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。

10 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続をしていない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税、糸島市税に滞納がない者であること。
- (4) 当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- (5) 公共料金徴収業務について3年以上の継続した実務経験を有する業務責任者を常時雇用関係で配置できること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者でないこと。
- (7) 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。
- (8) 単体企業または単体企業同士の共同企業体であること。
- (9) 今回の応募において、複数の共同企業体の構成員になることはできない。なお、共同企業体で応募の場合は、共同企業体協定書を添付すること。
- (10) プライバシーマーク取得等個人情報保護に関する指針を定めていること。

1 1 参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い

- (1) 参加資格確認基準日（参加資格確認申請書提出期限日）から業務提案書等提出日までの間に参加者が参加資格要件を欠くに至った場合は、プロポーザルに参加することができない。
- (2) 参加資格確認基準日から、最終業務受託候補者決定日までの間に参加者が参加資格要件を欠くに至った場合、本市は最終業務受託候補者決定の審査対象から除外する。
- (3) 最終業務受託候補者決定日から契約の締結日までの間に最終業務受託候補者が参加資格要件を欠くに至った場合は、失格となる。

1 2 プロポーザルの主な実施スケジュール

実施事項	日 程
説明書等の公表	令和 2年 9月 3日（木）
参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	令和 2年 9月 3日（木） ～ 9月14日（月）
説明書等に関する質問受付（参加資格に関する質問については、随時回答）	令和 2年 9月 3日（木） ～ 9月14日（月）
参加資格確認結果の通知	令和 2年 9月24日（木）（予定）
説明書等に関する質問に対する回答の公表	令和 2年 9月29日（火）（予定）
業務提案書等の提出期限	令和 2年10月 6日（火）
プレゼンテーションの案内	令和 2年10月14日（水）（予定）

プレゼンテーション	令和 2年10月26日(月)(予定)
審査及び最終業務受託候補者の選定	令和 2年10月26日(月)(予定)
最終業務受託候補者決定	令和 2年10月27日(火)(予定)
最終業務受託候補者公表及び結果通知	令和 2年10月27日(火)(予定)
契約内容に関する詳細打合わせ	令和 2年11月上旬～
業務契約の締結	令和 2年11月下旬(予定)
業務引継ぎ(準備)期間	契約締結日の翌日～ 令和 3年 3月31日(水)
業務開始	令和 3年 4月 1日(木)～

1.3 参加申込の手続き

(1) 提出書類

- ① 「参加資格確認申請時提出書類一覧表(様式第1号-1)」
- ② 「参加表明書(様式第1号-2)」
- ③ 「参加資格確認申請書(様式第1号-3)」
- ④ 添付書類
 - ア 会社概要(最新のもの、パンフレット等の使用も可)
 - イ 営業経歴書(最新のもの)
 - ウ 登記事項証明書(提出日の3ヶ月以内のもの)
 - エ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(営業年度における直前1年間)、糸島市税の滞納がない証明書(提出日の3ヶ月以内のもの)
 - オ 参加資格要件を満たしていることを証する個人情報保護に関する公的認証取得の証明等
 - カ 印鑑証明書(提出日の3ヶ月以内のもの)
 - キ 共同企業体の場合は、協定契約書等

※ 様式集により提出書類の確認を十分に行うこと。

(2) 提出先

糸島市上下水道部業務課業務係(〒819-1192 福岡県糸島市前原西1-1-1)

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留)による。

① 持参による場合

令和2年9月3日(木)から令和2年9月14日(月)までの9時から12時及び13時から17時までの間(日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。)に提出のこと。

② 郵送(書留)による場合

令和2年9月14日(月)の17時までに必着にて提出のこと。

(4) 提出部数 各1部

1.4 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果については、参加者に対し、令和2年9月24日（木）「参加資格確認結果通知（様式第6号-1・2）」により通知する。なお、参加資格を有していないと認められた事業者に対しては、理由を付して通知を行う。

参加資格確認結果の通知により、参加資格を有していないとされた事業者は、本市に対して、「参加資格確認結果に関する説明要求書（様式第1号-4）」により、説明を求めることができ、本市は、当該事業者に対して「参加資格確認結果に関する説明要求回答書（様式第6号-3）」により回答する。

(1) 提出先

糸島市上下水道部業務課業務係（〒819-1192 福岡県糸島市前原西 1-1-1）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留）による。

① 持参による場合

令和2年9月24日（木）から令和2年9月28日（月）までの9時から12時及び13時から17時までの間（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）に提出のこと。

② 郵送による場合

令和2年9月28日（月）の17時までに必着にて提出のこと。

1.5 プロポーザルの辞退

本市より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、プロポーザルを辞退する場合には、業務提案書等の提出期限日までに「プロポーザル参加辞退書（様式第3号）」を持参により糸島市上下水道部業務課業務係へ提出すること。

1.6 説明書等に関する質問書の提出

(1) 提出先

糸島市上下水道部業務課業務係

電子メール gyomu@city.itoshima.lg.jp

(2) 提出方法

質問内容を簡潔にまとめ「説明書等に関する質問書（様式第2号）」に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は、送信者の責任において行うこと。

(3) 提出期間

令和2年9月3日（木）から令和2年9月14日（月）17時まで

1.7 説明書等に関する質問への回答

(1) 公表日

令和2年9月29日（火）（予定）

(2) 公表方法

説明書等に関する質問への回答は、本市のホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

本市ホームページの URL <http://www.city.itoshima.lg.jp>

1.8 業務提案書等の提出

本市より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者は、下記に示す書類一式を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出書類

① 業務提案書等提出書類(様式第4号-1～20)

(様式第4号-1～3) …… 1部

(様式第4号-4) …… 14部、(それ以外の様式) …… 15部

様式はA4版の用紙を基本とするが、必要に応じA3版の用紙の横使用も可とする。(PDFは不可)

いずれも横書きで記載する。業務提案書記載事項に対する根拠資料等は添付資料とする。

② 見積書(様式第4号-21) 1部

見積内訳書(様式第4号-22) 1部を添付のうえ提出すること(袋に入れ、封印のこと)。なお、物価変動等に応じた改定は見込まず、消費税及び地方消費税額を含む。

③ 委任状(様式第4号-23) 1部

委任された代理人は、本人であるという証明を持参のこと。

④ 財務関係書類 各1部(共同企業体の場合は、構成する企業分)

ア 貸借対照表(直前3年間) 、 イ 損益計算書(直前3年間)

(2) 提出先

糸島市上下水道部業務課業務係(〒819-1192 福岡県糸島市前原西1-1-1)

(3) 提出方法

持参のみとし、令和2年10月6日(火)までの9時から12時、又は13時から17時の間(日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く)に提出のこと。

19 費用の負担

プロポーザルに係る費用については、全て参加者の負担とする。

20 プロポーザルの提出書類の使用等

参加者から提出された業務提案書等は返却しない。

21 プロポーザルに関する留意事項

(1) 提出書類の書換え等の禁止

参加者は、提出期限以降における提出書類の書換え等を行うことができない。

(2) 失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

① 提出方法、提出期限又は提案書類に適合しないもの

② 提案書に虚偽の記載があるもの

③ 見積書の記名押印及び金額の記載がないとき又は金額を訂正したとき

④ 見積書記載の金額、記名、件名又は印影が認知しがたいとき

⑤ 談合その他不正の行為があったと認められるもの

⑥ その他不相当と認めるもの

(3) 参加者が5社を超える場合は、書類選考において5社以内とする。

22 プロポーザルの中止等

本市が必要と認めた場合には、プロポーザルを中止、延期、又は取消すことがある。

23 事業者の決定

- (1) 最終業務受託候補者の選定
事業者の選定等は、「糸島市上下水道窓口等関連業務委託審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- (2) プレゼンテーションの実施（業務提案書説明会）
本市は、業務提案書等受付終了後、プレゼンテーションを実施する。実施期日は、令和2年10月26日（月）（予定）とし、場所及び内容等を参加者に対して、「プレゼンテーション参加通知書（様式第6号-4）」により事前に通知する。
 - ① プレゼンテーションに必要な機器類は、各参加者で準備を行うこと。
 - ② 参加者は、「プレゼンテーション参加者届出書（様式第5号）」により、プレゼンテーションに参加する人員（5名以内）等について、速やかに本市に対し届け出るものとする。
 - ③ 所要時間は、1参加者につき1時間以内とする。
 - ④ ア 準備（機器設置等） 5分程度
イ 業務提案説明 40分程度
ウ 質疑応答 15分程度
 - ⑤ 参加者は、プレゼンテーションを実施するに当たっては、社名等が特定できないようにすること。
- (3) 委員会の審査結果を受けて、本市は、最終業務受託候補者を決定するものとする。
- (4) 審査結果及び評価の公表
本市は、委員会の選定結果を取りまとめて本市のホームページで公表し、最終業務受託候補者に対し、「審査結果通知書（様式第6号-5）」、選定されなかった事業者に対しては、「審査結果通知書（様式第6号-6）」により速やかに通知する。
なお、ホームページに掲載する候補者名は、最終受託候補者のみとし、該当以外は匿名化する。公表に関する電話及びメールによる問い合わせには、一切応じない。

2.4 契約手続き

- (1) 契約の締結
本市は、最終業務受託候補者との間で業務委託契約を締結する。
- (2) 次順位者との交渉
本市は、最終業務受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。
- (3) 契約に要する費用の負担
契約に要する費用は全て業務受託事業者の負担とする。

2.5 プロポーザルの瑕疵

- (1) 最終業務受託候補者決定から業務委託契約締結までの間に、プロポーザルにおける参加者の手続及び提出書類について、その内容等に瑕疵があることが判明した場合は、委員会で審査を行い、対応を決定する。
- (2) 委員会は、必要に応じて参加者に対し、前号の瑕疵についてヒアリングを行うことができるものとする。
- (3) 本市は、第1号に定める瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公平性又は公正性を著しく損なう恐れがあると認められる場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。

2.6 必要事項等の追加

本書に定める事項以外にプロポーザルの実施に当たって、必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては本市のホームページを通じて、また参加資格確認結果の通知後においては参加者に書面にて通知する。

2.7 問い合わせ先

糸島市上下水道部業務課業務係（〒819-1192 福岡県糸島市前原西 1-1-1）

電話 092-332-2120

FAX 092-329-1127

電子メール gyomu@city.itoshima.lg.jp